

所沢市産後ケア事業業務委託仕様書

1 事業名称

所沢市産後ケア事業業務委託

2 事業内容に関する事項

(1)事業の目的と概要

産後ケアを必要とする母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的として産後ケア事業を実施するものである。

このため、市は産後の母子ケアに関する知識及び技術において専門性を有し、産後ケア事業を提供できる事業者には業務を委託する。

本事業は、所沢市産後ケア事業実施要綱に基づき実施することとするが、詳細については、以下のとおりとする。

(2)事業の対象者(要綱第4条及び第7条)

所沢市に住所のある、医療的介入の必要がない出産後1年以内の母子(妊娠届出後の流産・死産を経験した女性を含む。)のうち、産後ケア事業を必要としており、市から利用の決定及び利用券の交付を受けた母子。

(3)事業の実施種別及びサービス提供時間(要綱第3条、第5条)

実施種別	宿泊型	デイサービス型		訪問型 2時間
		6時間	3時間※1	
実施方法	施設に宿泊させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケア及び育児サポート等の支援を実施	日中、利用する施設において、個別に心身のケア及び育児サポート等の支援を実施		利用を希望する母子の居宅において、個別に心身のケア及び育児サポート等の支援を実施
対象	出産後1年までの母子※2			
提供時間	1泊2日につき24時間以上	午前8時30分から午後5時15分までの間で6時間以上	午前8時30分から午後5時15分までの間で(3時間以上6時間未満)	午前8時30分から午後5時15分までの間で2時間程度(移動時間は含めない)
利用回数	宿泊型:最大7日	デイサービス型又は訪問型:最大7日(回)		

※1 デイサービス型(3時間)は、デイサービス型(6時間)を実施している事業者が追加で実施する場合のみ、本市委託事業とする。

※2 出産後1年までの母子に事業を提供する体制を整えることとする。ただし、宿泊型及びデイサービス型については、やむを得ず出産後1年までの受け入れができない場合において、少なくとも出産後2か月までの母子を受け入れることとし、受入期間については、契約時に事業者と協議の上、決定する。この場合において、本市産後ケア施設開設準備経費補助金を活用している場合には、受け入れ期間の短縮は認めない。

(4)事業の実施内容(要綱第3条)

事業の実施内容は所沢市産後ケア事業実施要綱第3条に基づき以下のとおりとする。なお、実施事業者は、産後ケア事業の実施マニュアルを作成すること。事業の内容は、次のとおりとする。

主な実施内容

- ① 母に対する保健指導及び授乳指導(乳房マッサージを含む。)を行うこと。
- ② 母に対する療養上の世話に関すること。(訪問型を除く。)
- ③ 乳児の健康状態及び発育状態の確認、乳児に関する保健指導を行うこと。
- ④ 育児手技に関する指導及び育児相談に関すること。
- ⑤ 母への心理的ケアに関すること。
- ⑥ その他、市長が必要と認める支援を行うこと。

(5)事業実施費用(要綱第9条)

本事業に係る費用については、所沢市産後ケア事業実施要綱に基づき以下のとおりとする。なお、おむつその他の実費及び利用者の要望に基づく個室利用料金、その他特別のサービスに係る利用料金等、事業者が利用者に、以下の自己負担額を超えて料金を請求しようとする場合、事業者は必ず事前に利用者の同意を得るものとする。

① 基本料金

各実施種別について、母子1組1日(回)あたりの事業費は以下のとおり。宿泊型の場合、1泊2日の利用時には以下の表の2日分が事業費となる。

単位：1日(回)あたり

実施種別	基本料金	自己負担額		委託料	
		課税世帯	生活保護世帯・ 非課税世帯	課税世帯	生活保護世帯・ 非課税世帯
宿泊型(1日～5日) ※1	20,000円	3,500円	1,750円	16,500円	18,250円
宿泊型(6日以降)	20,000円	6,000円	3,000円	14,000円	17,000円
デイサービス型 (6時間以上)	14,000円	3,500円	1,750円	10,500円	12,250円
デイサービス型 (3時間以上6時間未満)	5,500円	1,700円	850円	3,800円	4,650円
訪問型 ※2 (2時間)	12,000円	3,500円	1,750円	8,500円	10,250円

※1 宿泊型について、5日利用までは利用者自己負担額を減免し、委託料で補填する。利用日数は、利用者の利用券により確認を行うものとする。なお、令和7年度以前に利用券を交付されている者については、利用券の日数に関わらず交付済みの利用券に「2,500円追加助成券」を添付することで、宿泊型(1日～5日)の自己負担額及び委託料を適用する。

※2 訪問型の基本料金には、交通費を含むものとする。

②多胎児加算料金

各実施種別について、多胎児の利用があった場合は、多胎児第2子目以降の利用における1日(回)あたりの事業の実施に係る費用について、次のとおりとする。

単位:1児1日(回)あたり

実施種別	多胎児加算料金	自己負担額		委託料	
		課税世帯	生活保護世帯・ 非課税世帯	課税世帯	生活保護世帯・ 非課税世帯
宿泊型	9,000円	2,700円	1,350円	6,300円	7,650円
デイサービス型 (6時間以上)	6,000円	1,800円	900円	4,200円	5,100円
デイサービス型 (3時間以上6時間未満)	3,000円	900円	450円	2,100円	2,550円
訪問型 (2時間)	3,000円	900円	450円	2,100円	2,550円

③生後4か月以降の児の受入加算料金

宿泊型・デイサービス型について、契約期間中恒常的に生後4か月以降の児の受け入れ体制を整えている場合に、実際の利用者の月齢に関わらず①基本料金の委託料に加算するもの。なお、生後4か月以降の児の受入加算料金に該当する事業所は、契約開始時に確認を行うものとする。

単位:母子1組1日(回)あたり

実施種別	生後4か月以降の児の受入加算料金
宿泊型	10,000円
デイサービス型	10,000円

④キャンセル料

利用日当日に利用者の都合による日程変更やキャンセル、訪問時の不在があった場合には、事業の実施があったものとみなし、事業者は次のとおり本市へ委託料を請求することができる。ただし、本市に請求を行う場合は、あわせて利用者本人に対しても事業者から請求を行うこととし、費用の徴収も事業者にて対応すること。利用者への請求額は①基本料金の自己負担額を限度とする。

また、委託料を請求する場合、利用者名、当日キャンセルとなった経緯、利用者への請求の有無等について報告書を提出するものとし、市から利用者へキャンセル等状況について確認を行う場合がある。

なお、自然災害や事業者都合によるキャンセルの場合、本項目は適用されない。

単位：当日キャンセル 1 回あたり※

実施種別	利用日当日のキャンセルに係る委託料	
	課税世帯	生活保護世帯・非課税世帯
宿泊型※	14,000 円	17,000 円
デイサービス型 (6時間以上)	10,500 円	12,250 円
デイサービス型 (3時間以上6時間未満)	3,800 円	4,650 円
訪問型	8,500 円	10,250 円

※宿泊型の場合は、予約日数に関わらず初日 1 日分のみキャンセル料の対象とする。また、キャンセルに係る委託料については、利用者への 2,500 円分の減免分への補填対応は行わない。

(6)実施事業者

本事業を実施する事業者は以下の①から③までの全てに該当するものとする。

- ① 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に定める病院、診療所又は助産所であること。ただし、訪問型に限り保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)に基づく助産師免許を有する者を本事業に従事させることができる団体又は個人事業主も可とする。
- ② 本事業に関する知識及び技術において専門性を有し、本仕様書に定める内容について実施可能であること。
- ③ 原則、所沢市内又は近隣市町村に実施施設又は事業所(個人事業主に関しては居宅)を有すること。

(7)実施担当者

事業者は、次のとおり①②を配置したうえで、事業の内容に応じて③の担当者を配置すること。事業の実施にあたっては、原則、助産師、保健師又は看護師が行うこと。また、宿泊型を実施する場合には、24 時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師を配置すること。

- ① 産後ケア事業を管理する者
- ② 助産師、保健師又は看護師
- ③ 育児に関する指導や育児サポート等を実施するに当たり必要な者

(8)実施場所

①宿泊型・デイサービス型の施設

病院もしくは病床を有する診療所、入所施設を有する助産所のほか、次のアからエまでの設備を有し、かつ、適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有する施設で実施すること。

- ア 利用者の居室
- イ カウンセリング室
- ウ 乳児保育室
- エ その他、事業の実施に必要な設備

②訪問型

利用を希望する母子の居宅において実施すること

(9) 宿泊型・デイサービス型の施設設備

宿泊型又はデイサービス型を提供する施設については、次の設備を備えること。

- ア 居室の床面積が、1 母子を入所させるためのものにあつては6.3㎡以上、2 母子以上を入所させるためのものにあつては1 母子につき4.3㎡以上
- イ 授乳可能な場所があること
- ウ 成人用寝床、小児用寝床が受入人数分確保されていること
- エ 本事業の利用者が使用できる居室が確保されていること。できる限り受入人数分の居室が確保されていることが望ましい。
- オ 乳児の体重測定ができる設備があること
- カ 宿泊型においては入浴設備があること
- キ 沐浴指導設備があること
- ク 避難経路が確保されていること
- ケ 医療法、消防法に則った防災設備を備えていること
- コ その他サービスを安全・快適に提供できる施設・設備を備え、施設内の衛生管理に努めること

(10) 事業の実施に関する留意事項

- ① 事業者は、本事業を実施の上で必要な知識について、最新の情報を確認するとともに、定期的実施担当者へ研修を受けさせること
- ② 利用者の利用目的を確認し、母子の利用目的や状況に応じた支援及び指導を実施すること。
- ③ 利用者の状況等において、緊急に市との連携が必要と判断される事案があった場合には、市へ連絡すること。
- ④ 所沢市産後ケア事業実施要綱、本事業にかかる契約書(仕様書を含む)、関係法令等を遵守することとし、宿泊型・デイサービス型については施設内の衛生管理に努めること。
- ⑤ 宿泊型及びデイサービス型について、利用中における利用者の事業実施施設からの外出は原則認めない。ただし、事業者の責任において外出を認める場合はこの限りではない。
- ⑥ 訪問型については、契約時に訪問員名簿を市へ提出し、訪問員に変更があった場合は随時名簿の変更をするものとする。また、訪問の際は、必ず訪問員の身分を証するものを携帯するものとする。
- ⑦ 訪問型については、所沢市全域の訪問に対応することが望ましいが、所沢市全域への訪問が難しい場合には、所沢市まちづくりセンター設置条例第3条別表第1に基づき、別表のとおり対応可能な行政区域を契約時に事業者と協議の上、決定することとする。ただし、市内であれば、契約時に予め取り決めた行政区域以外の訪問を妨げるものではない。
- ⑧ 本市との適切な連絡体制を確保すること
- ⑨ 事業者が提供した本事業のサービスに対する、利用者からの苦情や問い合わせについては、事業者において誠実に対応するとともに、本市へ報告すること。

(11)安全管理に関する事項

- ① 別添「所沢市産後ケア事業安全管理マニュアル」に準拠し、利用する母子並びに関係者の安全性の確保に十分配慮して事業を実施すること。
- ② 事業者は、賠償責任保険に加入すること。
- ③ 事業の実施により発生した事故及び損害においては、本市に故意または重過失のない限り、事業者がその負担と責任において処理に当たるものとする。
- ④ 事故等が発生した場合には、別添「所沢市産後ケア事業安全管理マニュアル」を準拠し速やかに市へ連絡すること

(12)個人情報の取扱いに関する事項

- ① 個人情報の保護に十分留意すること
- ② 利用する母子に関する書類については、施錠可能な場所で保管し、廃棄する際には復元不可能な処理を施すこと
- ③ 訪問型について、利用する母子に関する書類にて訪問時に持ち出す場合には、最小限とするとともに、紛失や利用者の居宅等への個人情報書類を忘れることがないように、十分に注意すること
- ④ 当市からの情報提供後に利用歴のない母子に関する書類は、宿泊型の場合は出産予定日又は出産日から施設の受け入れ可能期間経過後、デイサービス型及び訪問型の場合は出産予定日又は出産日から1年経過した後に、復元不可能な処理を施しての廃棄すること

(13)契約期間

契約締結日から当該年度終了日まで(単年度契約)

(14)保健支援(要綱第 10 条)

所沢市産後ケア事業実施要綱」第 10 条に定めるとおり、事業者は、事業実施の結果、当該利用者が市において継続的に支援を行う必要があると認めた場合には、利用者の承諾を得てからその内容を発注者に報告し、連携を図るものとする。

(15)事業利用の流れ

- ① 利用者による利用申請
利用者が本市(こども家庭センター)へ利用申請(電子申請、窓口等)する。
※妊娠8か月頃からの申請を推奨。
- ② 市による審査
申請内容を本市(こども家庭センター)にて審査する。
※本市担当者が利用者と面談(電話、窓口等)を実施
- ③ 利用の承認
承認が決定次第、市(こども家庭センター)は「所沢市産後ケア事業利用承認通知書」と「所沢市産後ケア利用券」を利用者に送付する。
また、必要に応じて市(こども家庭センター)は、承認した利用者について「所沢市産後ケア事業依頼書」を利用予定事業者へ送付する。
- ④ 利用者と事業者間での日程調整

利用者が利用予定事業者へ直接連絡をし、利用日程の調整をする。(上限日数内で、日程の調整はその都度利用者と事業者で行う。)

事業者は、予約受付時に以下の点について確認する。

- ・利用予定日に所沢市民であること
- ・市への利用申請をし「所沢市産後ケア利用券」が手元にあり、上限回数を超過していないこと
- ・当日のキャンセルについては、利用者の自己負担額の負担が発生すること
- ・その他、オプション料金等事業者において確認が必要な事項

⑤ 事業の実施(サービスの提供・利用)

ア 利用者は利用の際に「所沢市産後ケア事業利用承認通知書」を提示し、利用日数分の「所沢市産後ケア利用券」(施設用、市保管用)を事業者へ提出する。

※「所沢市産後ケア利用券」は1日目から順番に使用するよう注意する。

イ 利用終了時に、事業者へ利用者から自己負担額を徴収し、領収書を発行する。

ウ 利用者の母子健康手帳の「産後ケアの記録」について、利用記録を記載する。

エ 当日の日程変更又はキャンセルがあった場合は、利用者へキャンセル料を請求する。

⑥ 請求及び事業報告

事業者は、事業実施の結果を実施月毎にまとめ、「所沢市産後ケア利用券」(市保管用)・「請求書」・「実施報告書」を実施月の翌月15日までに市(こども家庭センター)へ提出。委託料の請求をする。

⑦ 委託料の支払い

本市(こども家庭センター)は、請求書受理後、30日以内に支払いをする。

別表 訪問型における、行政区域

名称	所管区域
(1)松井地区	くすのき台二丁目の一部、くすのき台三丁目の一部、西新井町、東新井町、東所沢和田一丁目、東所沢和田二丁目、東所沢和田三丁目、大字上安松、大字下安松、大字下新井の一部、大字牛沼、大字松郷、大字本郷の一部
(2)富岡地区	北原町の一部、北中一丁目、北中二丁目、北中三丁目、北中四丁目、岩岡町、所沢新町、中富南一丁目、中富南二丁目、中富南三丁目、中富南四丁目、向陽町の一部、大字中富、大字下富、大字神米金、大字北岩岡
(3)小手指地区	小手指町一丁目、小手指町二丁目、小手指町三丁目、小手指町四丁目、小手指町五丁目、小手指南一丁目、小手指南二丁目、小手指南三丁目、小手指南四丁目、小手指南五丁目、小手指南六丁目、小手指元町一丁目、小手指元町二丁目、小手指元町三丁目、北野新町一丁目、北野新町二丁目、北野一丁目、北野二丁目、北野三丁目、北野南一丁目、北野南二丁目、北野南三丁目、上新井一丁目、上新井二丁目、上新井三丁目、上新井四丁目、上新井五丁目、小手指台、大字山口の一部
(4)山口地区	大字山口の一部、大字上山口、大字勝楽寺、大字荒幡の一部
(5)吾妻地区	くすのき台一丁目の一部、くすのき台二丁目の一部、くすのき台三丁目の一部、東住吉、南住吉、西住吉、松が丘一丁目、松が丘二丁目、大字久米、大字北秋津、大字荒幡の一部
(6)柳瀬地区	東所沢一丁目、東所沢二丁目、東所沢三丁目、東所沢四丁目、東所沢五丁目、大字本郷の一部、大字新郷、大字南永井、大字日比田、大字亀ヶ谷、大字城、大字坂之下
(7)三ヶ島地区	狭山ヶ丘一丁目、狭山ヶ丘二丁目、若狭一丁目、若狭二丁目、若狭三丁目、若狭四丁目、東狭山ヶ丘一丁目、東狭山ヶ丘二丁目、東狭山ヶ丘三丁目、東狭山ヶ丘四丁目、東狭山ヶ丘五丁目、東狭山ヶ丘六丁目、西狭山ヶ丘一丁目、西狭山ヶ丘二丁目、和ヶ原一丁目、和ヶ原二丁目、和ヶ原三丁目、林一丁目、林二丁目、林三丁目、三ヶ島一丁目、三ヶ島二丁目、三ヶ島三丁目、三ヶ島四丁目、三ヶ島五丁目、堀之内、糶谷
(8)新所沢地区	緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、緑町四丁目、榎町、泉町、青葉台、向陽町の一部、けやき台一丁目、けやき台二丁目
(9)新所沢東地区	並木五丁目、松葉町、弥生町、美原町一丁目、美原町二丁目、美原町三丁目、美原町四丁目、美原町五丁目、北所沢町、花園一丁目、花園二丁目、花園三丁目、花園四丁目
(10)所沢地区	宮本町一丁目、宮本町二丁目、西所沢一丁目、西所沢二丁目、金山町、喜多町、北有楽町、日吉町、東町、寿町、元町、御幸町、旭町、有楽町、くすのき台一丁目の一部、くすのき台二丁目の一部、くすのき台三丁目の一部、星の宮一丁目、星の宮二丁目

(11)並木地区	並木一丁目、並木二丁目、並木三丁目、並木四丁目、並木六丁目、並木七丁目、並木八丁目、若松町、こぶし町、北原町の一部、中新井一丁目、中新井二丁目、中新井三丁目、中新井四丁目、中新井五丁目、大字下新井の一部、大字中新井
----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

